

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 20.11.19 第 170 回国会第 5 号

11 月 19 日、第 5 回の委員会が開かれました。

1 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、第 169 回国会参法第 17 号）

- ・発議者参議院議員福山哲郎君（民主）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・発議者参議院議員福山哲郎君（民主）、大塚耕平君（民主）、鈴木寛君（民主）、小池晃君（共産）、自見庄三郎君（民主）、櫻井充君（民主）、福島みずほ君（社民）及び蓮舫君（民主）並びに倉田総務副大臣、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 富岡 勉君（自民）

- ・水掛け論になるような後期高齢医療制度を廃止するだけの法案を提出した意図は何か。あとはお任せというやり方は適切か。
- ・後期高齢者医療制度の廃止により制度創設のための準備経費が無駄になることについてどのように考えているのか。
- ・10年間の議論の末に後期高齢者医療制度の創設という結論に至った事実に対し、当時与党であった提出者の見解を伺いたい。

## 高鳥 修一君（自民）

- ・平成12年の参議院国民福祉委員会での附帯決議において見直しを決議した老人保健制度を復活させる理由は何か。
- ・元の老人保健制度に戻すことで拡大する国保の保険料格差についてどのように考えているのか。
- ・民主党が提言している医療保険制度の一元化の具体的な内容、手順、スケジュールはどのようになっているのか。

## 飯島 夕雁君（自民）

- ・マスコミ、世論等各方面から指摘されている後期高齢者医療制度の問題点、今後のあるべき姿等について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・療養病床に係る現在の医療区分では必要な医療施設サービスが提供されないことから、医療区分のあり方を見直すべきではないか。
- ・救急医療の現場では治療後の受け皿がなくて困っており、今後の高齢救急患者の増大に対処するためには介護療養型医療施設を廃止せずに活用することが必要ではないか。

## 木原 誠二君（自民）

- ・後期高齢者医療制度は年齢で区分していることが問題と良いながら、廃止して元に戻すとされている老人保健制度も年齢で区分しており矛盾しているのではないか。
- ・現行制度廃止後の新たな制度については、いつまでに検討する等の規定を法案に設けるべきではないか。
- ・現行制度では約 75%の方が保険料を軽減されている。制度廃止により保険料が上がるが、どう対応するのか。またその財源はどうするのか。

## 榎屋 敬悟君（公明）

- ・これまでの国会審議等において老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度創設の必要性に言及していたのだから、老人保健制度に戻す法案ではなく医療保険一元化などの具体的な制度を法案にして提示すべきではないか。
- ・老人保健制度に戻した場合に市町村の財政支出が増加するのではないか。その場合の所要財源額を示すべきではないか。
- ・緊急避難的に老人保健制度に戻すとのことだが、その期間はどのくらいになるのか。また、新たな制度創設に向けての工程表についても示すべきではないか。

## 長妻 昭君（民主）

- ・119番通報から病院搬送までの間に受入れを断られ長時間を要した事案の原因と対策を伺いたい。また、救急隊による病院への照会回数などのデータを分析して消防白書に掲載すべきではないか。
- ・後期高齢者医療制度により医療サービスの削減が明らかとなっていることに対する厚生労働省の対策を伺いたい。また、後期高齢者の1人当たり保険料の増加率が若者よりも高くなることは問題ではないか。

- ・安心と希望の医療確保ビジョン具体化に関する検討会が医師の養成数を50%程度増加させることを提言しているが、厚生労働省はいつまでに実現させるのか。また、看護師数も現在の85万人から100万人へ増加させる必要があるのではないか。

### 山井和則君(民主)

- ・後期高齢者医療制度の保険料の滞納状況や各広域連合の資格証明書の交付基準を早急に調査し、後期高齢者に資格証明書が交付されないようにすべきではないか。
- ・多くの問題が指摘され、厚生労働大臣自ら「大胆に見直すべきだ」と発言している後期高齢者医療制度を厚生労働大臣はいつまで続けるつもりなのか。
- ・1年後を目途にまとめている後期高齢者医療制度の見直し案で、75歳で区切るという制度の根幹を見直すのかどうかの方針を厚生労働大臣は明らかにすべきではないのか。

### 郡和子君(民主)

- ・後期高齢者医療制度と国民健康保険の一体化に関する大臣私案は、年齢による区分をしない新たな医療保険制度を創設するものであると考えてよいのか。
- ・年度途中で75歳となる者が特定健診と後期高齢者広域連合の健診のどちらも受けられない状況について、早急に対策を講ずるべきではないか。
- ・特定健診等の実施状況に応じた後期高齢者支援金の加減算の算定方法はどのようになっているのか。また、このような仕組みによって保険者に過大な負担を課すことと

なるのではないか。

### 高橋千鶴子君(共産)

- ・後期高齢者医療制度を廃止した後のあるべき医療保険制度の姿について、日本共産党はどのような見解を持っているのか。
- ・厚生労働大臣は75歳という年齢区分の見直しを表明しているが、麻生内閣総理大臣も同様の方針であるのか。
- ・国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料を負担することで生活保護水準以下の所得となる境界層の方々に対しては保険料の減免措置を適用すべきではないか。

### 阿部知子君(社民)

- ・後期高齢者医療制度は、その目的である高齢者への適切な医療の確保ができていないと考えるが、厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・国民健康保険料の滞納世帯に対する資格証明書の発行の前に、実際に家庭を訪問するなどきめ細かい対応を行い、生活の実態を把握すべきではないか。
- ・低所得者世帯における国民健康保険料の負担割合が大きくなる仕組みが格差の拡大につながっていると思うが、厚生労働大臣はどのように考えているのか。また福島社民党党首の見解はどうか。